

令和6年度 第18回朝来市農業委員会総会議事録

1 開催日 令和6年12月19日（木）15：30～16：31

2 開催場所 朝来市役所山東庁舎3階大集会室

3 出席した農業委員 13人

2番 大田垣 強委員 3番 寺前 信龍委員 4番 藤井 幸三委員
5番 米田 利秋委員 6番 高本 知宜委員 7番 細見 和範委員
8番 篠岡 昌代委員 9番 伊藤 孝行委員 10番 佐野 伸夫委員
11番 島田 義弘委員 12番 小田 彰子委員 13番 西 好朗職務代理
14番 石原 武美会長

4 欠席した農業委員 1人

1番 米田 隆至委員

5 出席した農地利用最適化推進委員 10人

6 現地調査委員

農業委員 米田 利秋委員

推進委員 白瀧 英雄委員 坪井 良尚委員

7 議事日程

日程第1 議案第89号 農地法第3条申請について

日程第2 議案第90号 農地法第5条申請について

日程第3 議案第91号 非農地証明申請について

日程第4 議案第92号 農用地利用集積計画の決定について

日程第5 議案第93号 農用地利用集積等促進計画案に係る意見聴取について

日程第6 議案第94号 農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）の意見
聴取について

8 事務局職員

事務局長 平松 裕一郎 次長 今井 謙一 主幹 石橋 禎之

農地農政係長 森本 礼子

9 農林振興課職員

副課長 衣川 太郎

10 会議の概要

○事務局 失礼いたします。本日は大変お忙し中、また足元も悪く寒い中、総会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。それでは、ただいまから第18回朝来市農業委員会総会を開会いたします。

既に送付させていただいております次第に基づきまして進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

最初に、石原会長のほうから御挨拶をお願いします。

会長、よろしくお願いいたします。

○石原会長 〈挨拶〉

○事務局 石原会長、ありがとうございました。

それでは、ここからは会長に議長になっていただきまして、次第に基づき進めていただきたいと思います。

会長、よろしくお願いいたします。

○議長 それでは、進めさせていただきます。

まず、次第3の「成立宣言」ですが、本日の出席委員数を事務局、報告してください。

○事務局 本日の出席委員は、農業委員13名、農地利用最適化推進委員10名でございます。

○議長 ただいま事務局より報告がありましたとおり、朝来市農業委員会総会会議規則第9条の規定によりまして、定足数に達しておりますので、第18回の朝来市農業委員会総会の成立を宣言いたします。

続きまして、次第4の「議事録署名人の指名」につきましては、8番の篠岡昌代委員と9番、伊藤孝行委員に議事録署名人をお願いいたします。

それでは、続きまして、次第5「議事」に入ります。議事日程に基づきまして進行いたします。

日程第1、議案第89号「農地法第3条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 受付順位168番の提案理由の説明を、地元委員の伊藤委員に求めます。

○伊藤委員 失礼します。受付順位168番の説明をさせていただきます。朝来出石線を行きますと糸井地区市民会館があり、横が高生田の公民館で、少し行くと橋があり、渡って右

の農道を80メートルぐらい行くと今回の申請地●●番地になります。譲渡人の●●さんのお父さんが農作物を作られていたのですが、七、八年前ぐらいから今回譲受人の●●さんが半分ぐらい作られるようになりました。ここ3年ほど前からは全部作られていたそうです。今年春になってお父さんが亡くなり、●●さんは大阪におられるので、管理できないので●●さんに頼まれました。何の問題もないと思いますので、審議のほうよろしく願います。

○議長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位169番の提案理由の説明を、地元委員の西委員に求めます。

○西委員 失礼します。受付番号169の御説明を申し上げます。航空写真の地図をお願いします、169です。申請地は、右岸道路フジッコと和田山中学校の谷を約6キロほど進んだところに東河小学校があります。その隣の区が東和田区ということになります。今回、●●さん、これまでも説明してますけど、事前換地の許可承認の最後の一環で取得しようということになったみたいです。3条申請要件は全て満たしておりますので、許可相当かなというふうに思います。どうぞ御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位170番の提案理由の説明を、地元委員の大田垣委員に求めます。

○大田垣委員 それでは、受付番号170番の説明をさせていただきます。航空写真を御覧ください。場所につきましては、新井の1区でございまして、地図の上が北側になります。新橋の橋から円山川と播但線の間の白髭神社から100メートルほど南側に位置をしております。譲渡人、●●さんにおかれましては、御覧のように住所は飾磨になっております。●●さんのほうで売りたいというお話があったそうでございますが、●●さん、譲受人の方の住所が新井の●●番地となっておりますが、この地図の●●さんの田んぼの隣が●●さんの御両親の宅地になっておりまして、全く知らない第三者が購入されても困るということで、今回、●●さんが購入されることになりました。現在よりかは農地の保全が多少なりともよくなっていくだろうというふうな想像もございまして、米騒動の中で委託されたりして、米も作りたいということをお聞きしております。よろしく願います。

○議長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位171番の提案理由の説明を、地元委員の高本委員に求めます。

○高本委員 失礼いたします。受付順位171番の地図を御覧ください。今回の申請地は312号線沿いのローソン久世田店の周辺であります。譲渡人と譲受人につきましては、親

戚関係というところで、譲受人の●●さんのお父さんである●●さんがずっと作っておられるところでもあります。このたび、●●さんのほうがもう耕作する意思はないということです、耕作者である●●さんの息子さんの●●さんが譲り受けるという話がまとまりまして、今回の申請に至っております。各種要件等合致しておりますので、許可相当と思われますので、審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位172番及び173番、2件の提案理由の説明を、地元委員の篠岡委員に求めます。

○篠岡委員 失礼いたします。受付順位172番の説明をさせていただきます。航空写真を御覧ください。申請地は3圃場になります。まず1つ目は、312号線沿いにありますラーメン希望軒、市御堂入り口より北西150メートルに位置します。2つ目は、竹田街道の駅の真裏に位置します。3つ目が、312号線沿いにあります海鮮せんべい但馬、より南東150メートルに位置します。申請地は、譲渡人●●様が現在加古川市に住んでおられ、以前より譲受人の●●様に耕作委託されておりました。今回、譲渡人の●●様と譲受人の●●様と合意に至りましたので、3条申請がありました。

続きまして、173番の説明をさせていただきます。この圃場は、172番の加都字伊豫田●●番地と合わせて1筆で耕作されておまして、今回の申請で●●様と譲受人の●●様と合意に至りましたので、同じく3条申請がありました。申請地は自宅より5分、営農計画も出されており、何ら問題なく思われます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位174番の提案理由の説明を、地元委員の伊藤委員に求めます。

○伊藤委員 失礼します。受付順位174番の説明をさせていただきます。竹ノ内の部落の中ほどに竹ノ内農事集会所があります。そこから100メートルぐらい行きますと、申請地の●●番地と●●番地になります。今回、譲渡人の●●さんは神戸のほうに住まわれており、田んぼの管理ができないので、譲受人の●●さんに相談され、●●さんも●●さんが出られてからずっと、年に4回ほどは草刈りをされていきました。何の問題もないと思いますので、審議のほうよろしく願いします。

○議長 ありがとうございます。

続きまして、175番の提案理由の説明を、地元委員の篠岡委員に求めます。

○篠岡委員 失礼いたします。175番の説明をさせていただきます。申請地は、写真には

写っていませんが、312号線、ラーメン希望軒横、市御堂入り口より250メートルほど東に位置いたします。譲受人の●●様と譲渡人の●●様、●●様、●●様の合意に至りましたので、3条申請がありました。自宅より5分、隣接で畑も耕作され、営農計画も出されております。何ら問題なく思われます。御審議をよろしくお願いします。

○議長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位176番及び177番、2件の提案理由の説明を、地元委員の米田利秋委員に求めます。

○米田（利）委員 失礼します。176番の航空写真を御覧いただきたいと思います。国道312号線に羽渕のチェーンバースがあるんですが、そこから田路谷に入っていただきまして約1キロ入ったところの左側の山手の位置でございます。この関係につきましては、家主の●●氏がこの春に亡くなられまして、それを相続されました●●さんが、このたび、●●さんの兄貴さんになるんですけれども、その方が以前からずっとこの畑を管理されておりました、神戸から通ってこられております。そういうことで、このたびはそれを相続するということで無償譲渡の交渉が成立しましたので、そういった案件でございます。なお、申請案件審議資料、立地条件を満たしておりますので、周辺への支障もなく、各同意書も全て添付されて問題なく許可相当と考えております。審議のほどよろしく申し上げます。

続きまして、177番の案件でございます。同じく航空写真で、同じ場所でございます、隣が親戚関係になっております。このたび、そういった関係もございまして、●●さんのほうが残りの畑と、それから田につきまして、●●さんのほうが譲受人として交渉が成立しました。有償移転になっております。なお、畑等も十分管理されておりました、また、田につきましては、私がおりますけども、営農組合で預かっております。管理等につきましては何ら問題ないと思っております。なお、審議資料等全てそろっておりますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

受付順位168番から177番について、地元委員からの提案理由の説明がございました。現地調査委員の白瀧委員のほうから補足説明ございますか。

○白瀧委員 12月5日の日に、委員3名と事務局員2名、5名で現地調査を行いました。先ほどから説明がありましたとおり、この10件の案件につきまして何ら問題はないと思われしますので、よろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございました。

それでは、3条の関係につきまして、皆さんのほうから御意見なり御質問ございませんか。

大田垣委員。

○大田垣委員 172と173の●●さんの住所と、それから審議資料の住宅から550メートルという、これだけの説明でしたらなかなか分かりにくいと思うんですけど、知らん人やったら全く分からへんと思うんやけど。

○議長 そうですね。それはちょっと、篠岡委員、ちょっとだけ補足してください。

○篠岡委員 すみません、説明不足でした。●●様、●●でネギ、田んぼを今、市御堂周辺でされている方として、御実家が市御堂になります。ほぼほぼ365日、360日ほど、もう市御堂のほうの御実家におられまして、耕作のほうに今従事されておられます。説明不足で申し訳ありませんでした。

○議長 ●●さんの住所だけが岡山ということですね。

○篠岡委員 そうです。

○議長 実際は、こちらで作業されとるということで。

○篠岡委員 はい。

○議長 はい、よろしいですか。

そのほか何かございますか。

○大田垣委員 この資料だけ見たらええ。

○議長 ええ、そうです。そのとおりですね。ちょっとおかしいと思いますわね。

よろしいですか。

それでは、意見がないようですので、受付順位168番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、受付順位169番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位170番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位171番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位172番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

173番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位174番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位175番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位176番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位177番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第2、議案第90号「農地法第5条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 受付順位178番の提案理由の説明を、地元委員の島田委員に求めます。

○島田委員 失礼します。受付順位178番、航空写真のほうを御覧ください。申請地との位置関係ですけど、写真上が養父方面、それから、下側が和田山方面という形になります。写真左側に国道9号線が和田山から養父方面に伸びておりまして、写真には写っておりませんが、その先に南但スポーツセンター、それからさまじ峠という流れになります。写真中央にJRの山陰線が走っておりまして、こちらの写真の一番上のほう辺りが養父駅の周辺という形になります。申請地のほうですけど、●●番地、ちょうど写真の中央辺りにあります。それで、線路の右側のほうですね、東側のほうに高田区の集落がありまして、高田公民館がちょうど真ん中辺りにあります。その裏手側になりますけど、約30メートルほど進んでいただいたところが申請地と、今回の申請地ということになります。

今回の5条申請の内容につきましては、譲受人の●●さんの住宅建築の申請となります。譲渡人の●●さんとは親族関係にありまして、御兄弟であるとお聞きしております。この申請地につきましては、●●さんの田1筆を分筆した299平米ということであり、この地区につきましては農振除外区域の田となっております。●●さんからは、住宅建築に関わる関係図面、それから書類等も確認させていただいております。また、申請地についての地元同意書、それから、隣接する田の同意書も提出されております。申請案件について何ら問題はないと思います。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

受付順位178番について、地元委員からの提案理由の説明がございました。

現地調査委員の米田利秋委員のほうから補足説明ございますか。

○米田（利）委員 失礼します。12月の5日に事務局合わせまして5人で巡回させていただきました。今、島田委員が申されたとおりで、何ら問題ないと思っております。以上、報告させていただきます。

○議長 ありがとうございます。

それでは、5条関係につきまして御意見、御質問ございますか。

特にないようですので、受付順位178番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第3、議案第91号「非農地証明申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 受付順位180番の提案理由の説明を、地元委員の高本委員に求めます。

○高本委員 失礼します。受付順位180番の航空写真を御覧ください。今回の申請地は、国道312号線加都交差点を西へ進んでいただきますと、竹田小学校の前の交差点に当たります。そこから南へ300メートルほど行ったところにございます。今回の申請地ですが、この地図でいきますと、●●番地っていうところが本来●●さんの実家があられたそうで、今は空き地になっております。その実家に住まわれたときからずっとここに物置があったそうですが、もう現在は取り壊されて、こういうふうにならなっているということで、今回、農地であるということが分かったので、今回非農地の申請をされるということになっております。各種要件にも合致しておりますので、許可相当と思われますので、審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

受付順位181番の提案理由の説明を、地元委員の寺前委員に求めます。

○寺前委員 それでは、失礼いたします。議案91号の181番の説明をさせていただきます。添付の航空写真14枚目になりますかね、181番の写真を御覧ください。申請地は国道312号線、生野駅から姫路方面に向かい、次の信号を右折し、50メートルほど栃原方面に向かった場所にあります。今回の案件は、地籍調査に伴い、この土地が畑であると判明したことからこの申請になったわけなんですけど、現在は、●●さんが所有する建屋が立っており、現在使用されてることが判明いたしました。祖父が●●様から50年前以上に譲渡もしくは購入したものであったんですが、登記をなされず現在に至っていたことが判明したようです。申請案件資料にもありますように、要件4の全ての要件を満たしております。また、始末書も提出されており、許可相当と考慮をいたしております。慎重審議よろしく願いをいたします。以上です。

○議長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位182番の提案理由の説明を、地元委員の米田委員に求めます。

○米田（利）委員 失礼します。182番の航空写真を御覧いただきたいと思います。播但連絡道の朝来インターから八代方面に約800メートル入っていただいたら、途中で八代川があるんですけれども、そこを右側に渡っていただいた端になっております。この場所につきましても、●●さんは現在姫路におられまして、この住宅も、20年以上前から住宅の敷地ですけれども、現在はちょっとした石材を置いたり、資材置場になっております。そういうことで、2筆あるんですけれども、現在は更地になっておりまして、これに関しまして、このたび非農地の申請をしようということで出されております。なお、この関係につきまして、ちょうど八代のほうで、今、もう少し道を広げようというような工事をされておられまして、その関係もございましてこういった形になったんではと思っております。そういうことで、始末書等も出しておられますし、申請案件としての的確にされてると思いますので、何も問題がないと考えておりますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 ありがとうございます。

受付順位183番の提案理由の説明を、地元委員の寺前委員に求めます。

○寺前委員 それでは、失礼いたします。航空写真の一番最後になります。受付番号183番の写真を御覧ください。申請地は、生野町の一番奥の黒川というところになりますが、国道429号線を黒川方面へ進み、銀山湖を過ぎまして、旧黒川小学校の跡地、現在はハンザキ研究所というところになりますが、それを300メートルほど進んで、右手側に長野川という方面に入ります。そこからまた2キロほど入ったところが申請地となっております。申請地は、前回も近くの道挟んだ場所が非農地証明の申請が出たところなんではありますが、相続して20年以上耕作されておらず、現在のような荒れ地になって、一部もう山林化してるというような状態になっております。●●さん自体の生家、生まれた家はこの近くにはございますが、現在は市川町に住んでおられます。申請案件審議資料にもありますように、要件4、全ての要件に合致しております。また、始末書も提出されており、許可相当と考慮いたします。慎重審議よろしく願いいたします。以上です。

○議長 ありがとうございます。

受付順位180番から183番につきまして、地元委員からの提案理由の説明がございました。

現地調査委員の白瀧委員のほうから補足説明ございますか。

○白瀧委員 12月5日、委員、事務局員、5名で現地調査をいたしました。今説明がありましたとおり、何ら問題は見受けられなかったように思われますので、よろしくお願い

します。

○議長 ありがとうございました。

それでは、非農地関係の案件につきまして、御質問なり御意見がございましたらお願いします。

ないようですので、受付順位180番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位181番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位182番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位183番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第4、議案第92号「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 議案第92号の提案理由の説明を担当課に求めます。

○担当課 失礼します。では、議案書の9ページを御覧ください。農用地利用集積計画の概要ということで掲載をさせていただいております。まず、1番の利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数についてですが、田んぼについて面積が4,177平方メートル、筆数が3筆、畑はゼロ、合計で4,177平方メートル、筆数3筆になっております。利用権の設定を受ける戸数としては2戸、利用権を設定する戸数としては3戸となっております。

設定する利用権の概要につきましては、使用貸借権及び賃貸借権については、3筆とも使用貸借権となっております。利用権の終期につきましては、令和11年3月31日が1筆の2,337平方メートル。令和17年3月31日の終期の分が2筆の1,840平方メートルとなっております。

次ページの10ページについては、設定される農地の場所や詳細について掲載をしておりますので、御確認ください。また、11ページに利用権の設定を受ける者、小作者の情報、12ページに利用権を設定する者、地主の情報を掲載させていただいておりますので、また御確認ください。以上です。

○議長 それでは、皆さんのほうから、この件につきまして御意見なり御質問ございませんか。

特にないようですので、議案第92号について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第5、議案第93号「農用地利用集積等促進計画に係る意見聴取について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 議案第93号の提案理由の説明を担当課に求めます。

○担当課 失礼します。では、議案書の15ページを御覧ください。こちら、字が小さくて見にくいんですが、もう1枚めくった16ページを見ていただきますと、今回、移転がある筆について詳細が載っています。今回、設定された筆、19筆につきましては、令和5年2月から令和15年の3月末まで●●さんが中間管理権を設定されていたものになるんですが、このたび、残りの期間について、認定新規就農者であられる●●さんへ変更するに当たって農業委員会の意見が必要ということで、議案に上げさせていただいたものとなっております。

農地の場所につきましては、17ページの地図を見ていただいたとおり、柗木地区に大体固まってある筆となっております。●●さんについては、新規就農者としてお米を中心に耕作を進めておられ、山東の柗木や喜多垣の辺りを中心に耕作を進めておられる新規就農者さんになっておられます。今回の変更にあたっては特に問題ないかとは思いますので、

審議のほどをよろしくお願いします。以上です。

○議長 それでは、この件につきまして、皆さんのほうから御意見なり御質問ございませんか。

特にないようですので、議案第93号について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第6、議案第94号「農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）の意見聴取について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 議案第94号の提案理由の説明を担当課に求めます。

○担当課 失礼いたします。今回、地域計画の意見照会ということで、和田山町竹田地域の三波区、また、山東町栗鹿地域の柴区、朝来の山口地域の中田路区、同じく山口地域の元津区の4つの地区について地域計画の策定ができましたので、意見照会を求めるものになっております。三波区につきましては資料の27ページから、また、柴区については33ページ、中田路区につきましては38ページから、元津区につきましては45ページからというふうになっております。また、大まかに言いますと、三波区、また元津区につきましては、認定農業者または認定新規就農者の方に将来集積していくというものになっておりますし、ほかの2つにつきましては、現在の農地利用を継続していった、その中から随時変更していくようなものになっていくのかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。また、中田路区につきましては、エリアの線を書いておりませんが、この谷でありますので、ちょっとこちらのほうでは書いておりませんが、中田路区のものになっております。また線のほうは、改めてこちらのほうで入れていきたいというふうに思っております。以上となります。

○議長 それでは、まず、三波区の計画について、御意見なり御質問を受けたいと思います。ございませんか。

ちょっと、私から一つ。これ、10年の計画、5年後という表示になってますね。ちょっとこの件についてお願いします。

○担当課 この地域計画につきましては、10年後、現況と10年後っていうところになる

んですけど、説明会等を行いまして、その中で、どうしても10年というものについては現実味がないと、なかなか難しいというふうに言われておりまして、10年でお願いできないかとは伝えたんですけど、5年でつくりたいということがありましたので、県のほうにも確認はして、特に問題ないと。おおむね5年ごとに地域計画を見直すというところもありますので、そこはよろしいのかなというふうに確認もしまして、今回、5年というふうになっております。ですので、今からつくっていただくところにつきましては、5年ではなくて、できれば10年後というところで作っていただきたいなというふうに思っておりますが、ここは、どうしても5年というふうなところがありましたので、ひとつよろしくお願ひします。

○議長 そのほかございませんか。

それでは、ないようですので、三波区の計画につきまして、総合的判断として、適当か不適当か、お諮りいたします。

適当と判断される方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は適当と回答いたします。

続きまして、柴区の計画について、御意見なり御質問ございませんか。

高本委員。

○高本委員 失礼します。この10年後の、現況でもそうですが、耕作放棄地が明記してあるんですが、10年後、目標地図の中で耕作放棄地が拡大しているわけなんです、これってというのは、もともと地域計画から外すっていう発想というか、指導はなされなかったんでしょうか。

○議長 お願いします、担当課。

○担当課 耕作放棄地であったりとか遊休農地っていうところも、今後10年、この地域計画については絶対外さないといけないというものではないです。こちらのほうとしては、できるだけ外しませんかとか、ここをどうしますかっていうところもいろいろと相談しながらしていくんですけど、今回、こちらの柴区については、今現状のものを上げていきたいというところもありましたので、今回の保全管理、また、耕作放棄地のところも、現況と10年後もそのまま入れてるというところになっております。

○議長 高本委員、よろしいか。

そのほかございませんか。

特にないようですので、総合的判断として、適当か不適当か、お諮りします。

適当と判断される方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は適当と回答いたします。

続きまして、中田路区の計画について、御意見なり御質問はございませんか。ないですか。

ないようですので、それでは、総合的判断として、適当か不適当か、お諮りします。

適当と判断される方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は適当と回答いたします。

続きまして、元津区の計画について、御意見なり御質問ございませんか。よろしいですか。

それでは、元津区の計画につきまして、総合的判断として、適当か不適当か、お諮りします。

適当と判断される方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は適当と回答いたします。

以上で本日の議案審議は全て終了しました。

閉会に当たりまして、西職務代理に御挨拶をいただきます。

○西職務代理者 〈閉会挨拶〉

(午後4時31分終了)